

# 印西市財政計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年3月

印西市企画財政部財政課

## 印西市財政計画（令和3年度～令和7年度）目次

はじめに	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間及び会計単位	1
4 計画策定の基本的な考え方	2
5 現在の財政状況	2
(1) 歳入	2
(2) 歳出	4
(3) 市債及び債務負担行為残高（将来債務残高）	6
(4) 基金残高	6
(5) 財政指標の現状	8
6 今後の財政運営について	10
I 今後の財政運営の基本方針	10
II 財政指標の目標値の設定	10
(1) 財政構造の弾力性の向上	10
(2) 財政運営の安定性の確保	11
III 今後の財政見通し	12
(1) 試算にあたっての前提条件	12
(2) 歳入・歳出の試算結果について	12
IV 収支試算における今後の課題と取り組み	18
(1) 市税等の一般財源の確保	18
(2) 経常的経費の抑制	18
(3) 投資的経費の取捨選択と充当財源の確保	18
(4) 基金の適正管理	18
7 財政計画の推進体制	19

**巻末** 用語解説・・・本文及び図表中の(注)は巻末に用語解説を掲載しています。

# 印西市財政計画

## (令和3年度～令和7年度)

### はじめに

本市の財政状況は、千葉ニュータウン事業に関連した社会資本の整備に要した多額の債務は、年次進行により償還が完了しつつあり、将来債務残高は減少傾向にあります。しかしながら、初期に整備された公共施設は老朽化が進み、大規模な修繕等が必要となっていることから、その財源として発行する市債が新たな債務となります。また、福祉ニーズ等の増大に伴い、社会保障関係経費は増加傾向にあり、歳出予算額は年々大きくなっています。

歳入については、千葉ニュータウン事業の進展等に伴う人口の増加や企業の進出等により、現行の税制下においては一定の税収が見込めるものの、普通交付税は不交付となり、一般財源総額の確保が難しくなると見込まれ、引き続き厳しい財政運営が続くことが予想されます。

このような中で、印西市基本構想に掲げる将来都市像「住みよさ実感都市 ずっとこのまち いんざいで」を実現するためには、第1次基本計画に盛り込まれた施策を確実に推進していく必要があります。

そのためには、市民満足度の向上を図りながら、行政自らが市民の視点で行政運営の改革・改善に取り組むとともに、財政運営の健全性を確保することから、今後5年間の「財政計画」を策定するものです。

### 1 計画策定の目的

- (1) 財政収支の見通しを立て、現在及び将来における問題点を捉えることにより、財政運営の健全性を確保するための対応策を明らかにします。
- (2) 中期的な視点から、第1次基本計画で定める施策に基づく事業の選択をする際の指針とするとともに、これらの後年度負担等をチェックする手掛かりとします。

### 2 計画の位置づけ

- (1) 財政計画は、健全かつ安定した財政運営を図っていくため、財政的視点から基本計画を補完し、その実効性を高めるものです。
- (2) 財政計画は、将来の財政収支の見通しを明らかにしながら、実施計画の策定、予算編成・執行及び日常の行政管理に当たっての指針とするものです。

### 3 計画期間及び会計単位

- (1) 計画期間・・・令和3年度から令和7年度までの5年間
- (2) 会計単位・・・普通会計（特別会計等については、繰出金等で計上）

## 4 計画策定の基本的な考え方

将来にわたり財政の安定と健全性の確保を図りつつ、持続可能な財政基盤の確立に努めることを念頭に次の基本的な視点に基づき策定しました。

- (1) 行政改革の推進に努めながらコスト意識を持ちつつも、第1次基本計画で定める施策に基づく事業については、市民満足度が高まるよう、市民の視点を十分勘案した行財政運営を行います。
- (2) 現状の将来債務を踏まえ、将来債務残高が増加しない財政構造の確立を目指します。
- (3) 税収等の自主財源の確保と併せて経常的経費<sup>(注)</sup>等の抑制に努めます。

## 5 現在の財政状況

### (1) 歳入

#### ① 市税

千葉ニュータウン事業の進展等に伴う人口の増加や企業の進出により、課税客体の増に伴う増収傾向でしたが、高齢化の進展などにより、市税収入全体では大幅な増収は見込めない状況です。

#### ② 地方交付税<sup>(注)</sup>

普通交付税については、市町村の合併の特例等に関する法律による特例措置により、旧市村ごとに算定された額と、新印西市として算定された額（一本算定）の差額分について交付されていましたが、平成30年度より不交付団体となっています。

#### ③ 市債<sup>(注)</sup>

平成27年度末残高は約179億円でしたが、令和元年度末残高では約164億円となっています。

将来負担の軽減を考慮し、市債の発行に当たっては、元金償還額を超えないよう努めているところですが、近年では、木刈小学校や文化ホールなどの改修、小倉台小学校の増築などの大規模な普通建設事業により、発行額はやや増加しています。

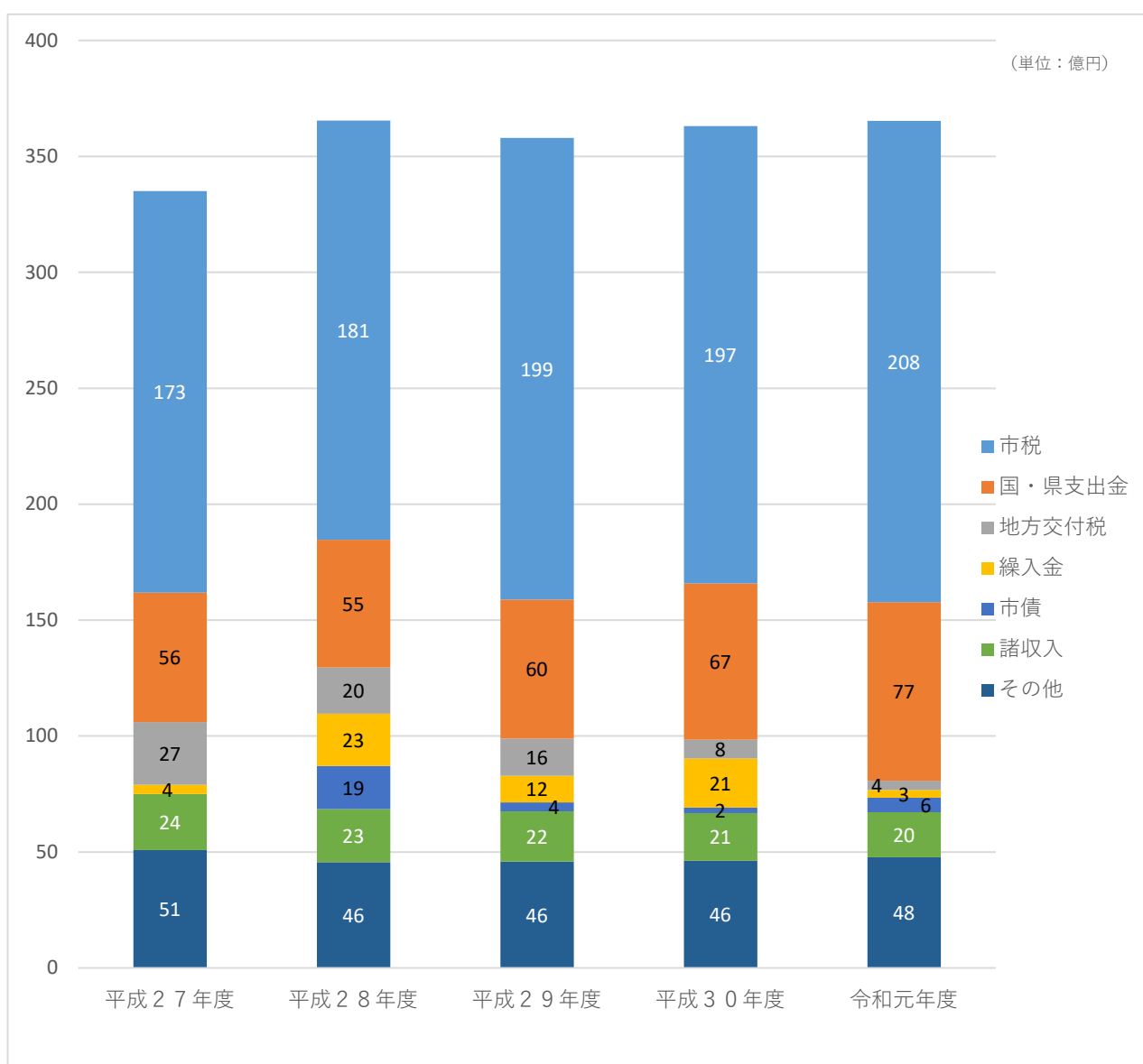
#### ④ 諸収入

当市の諸収入は他市と比べて多額となっていますが、これは千葉ニュータウン事業にかかる開発事業者からの負担金（公益施設整備負担金）等が含まれているからです。令和元年度の公益施設整備負担金は、約11億8千万円となっています。

主な歳入の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市 税	17,308,694	18,071,019	19,903,945	19,720,972	20,755,211
国・県支出金	5,592,527	5,507,341	6,003,280	6,737,260	7,700,117
地方交付税	2,696,551	2,002,024	1,604,107	820,645	390,686
繰入金	397,864	2,245,607	1,147,621	2,114,829	340,812
市 債	0	1,859,800	386,100	239,800	622,000
諸 収 入	2,413,453	2,286,352	2,163,482	2,059,018	1,946,430
そ の 他	5,085,554	4,562,227	4,594,860	4,615,033	4,768,031
合 計	33,494,643	36,534,370	35,803,395	36,307,557	36,523,287



## (2) 歳出

### ① 人件費

職員の定期昇給による増加要因はあるものの、退職補充にとどめるなど職員数の削減により、全体的には、ほぼ横ばいとなっています。

### ② 扶助費<sup>(注)</sup>

民間保育園の増加に伴う子育て関連経費や障害者自立支援給付事業等の増により、増加を続けています。

令和元年度は、幼児教育・保育無償化に伴い増加しています。

### ③ 公債費

平成27年度から令和元年度の元利償還金は毎年度約20億円とかなり多額となっています。市債残高は平成27年度末で約179億円となっていましたので、発行額を極力抑制して将来にわたる公債費の減少に努めています。

令和元年度末の市債残高は、約164億円となっています。

### ④ 物件費

ほぼ横ばいで推移していましたが、平成29年度に中央学校給食センターの運用開始により、増額となっています。

また、指定管理者制度の導入により、増加傾向となっています。

### ⑤ 補助費等

平成29年度は固定資産税等における市税還付金があったため、増加しています。また、令和元年度は、幼児教育・保育無償化に伴い増加しています。

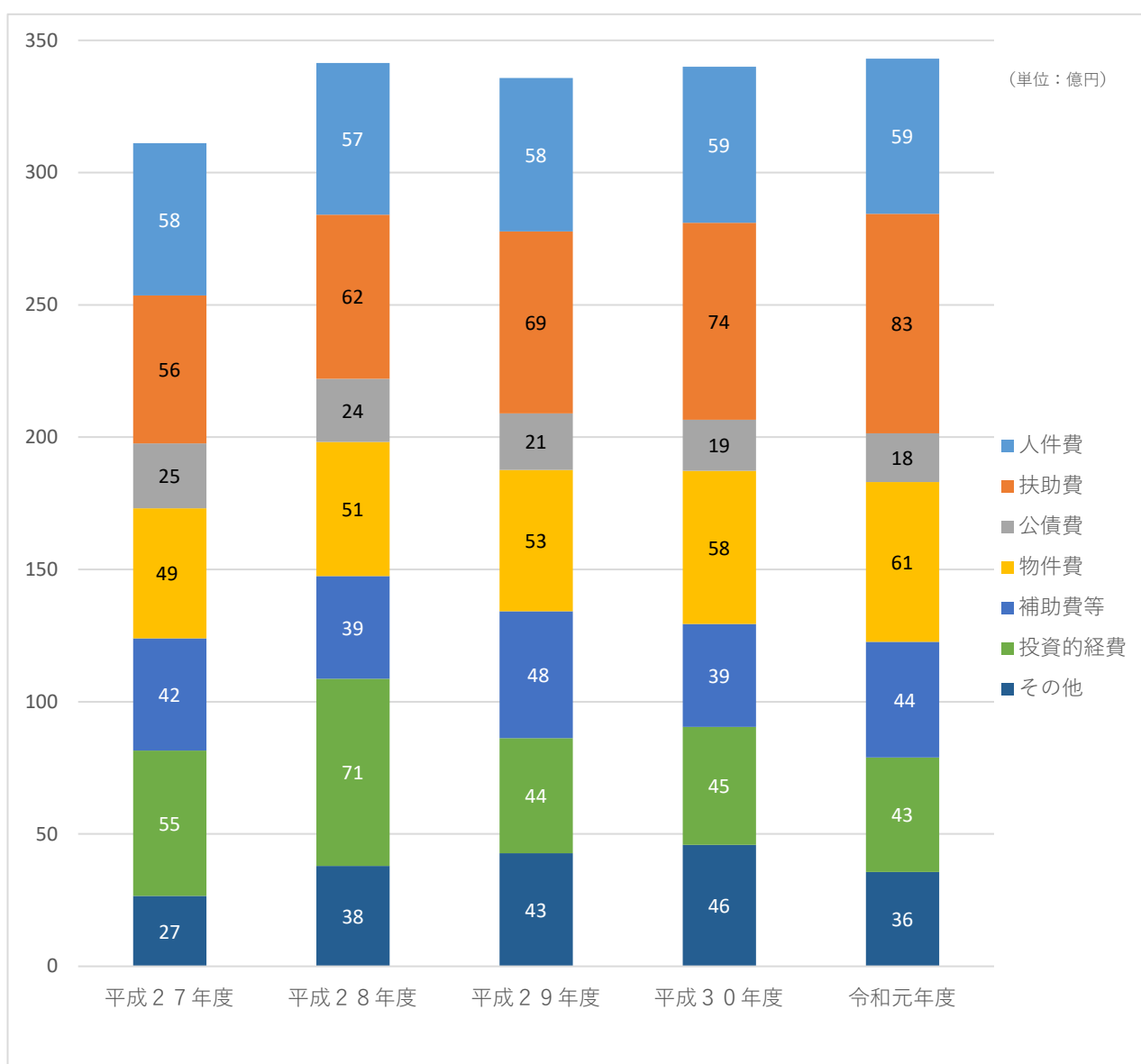
### ⑥ 投資的経費<sup>(注)</sup>

平成28年度は中央学校給食センターの整備を行ったため、普通建設事業費が増加しています。

主な歳出の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人件費	5,751,153	5,731,515	5,800,528	5,896,721	5,866,901
扶助費	5,593,845	6,203,884	6,877,930	7,442,828	8,289,331
公債費	2,463,797	2,390,474	2,141,017	1,928,413	1,839,148
物件費	4,907,518	5,066,129	5,337,989	5,787,281	6,046,148
補助費等	4,241,160	3,881,127	4,796,076	3,894,575	4,367,176
投資的経費	5,504,337	7,073,705	4,346,696	4,462,549	4,315,195
その他	2,657,520	3,804,413	4,266,850	4,593,904	3,567,441
合計	31,119,330	34,151,247	33,567,086	34,006,271	34,291,340



### (3) 市債及び債務負担行為<sup>(注)</sup>残高(将来債務残高)

市債を発行する意義としては、収支均衡のための一般財源の補完及び財政上の収支に係る年度間調整や長期にわたって負担する世代間の公平を図る機能があるものの、将来の財政運営に過大な負担とならないよう十分留意する必要があります。また、債務負担行為は将来の支出を伴うものであり、市債同様、将来の財政負担への影響を考えなければなりません。

市では、千葉ニュータウン事業に伴う義務教育施設等の整備のために借り入れた市債残高と立替施行制度の活用による債務負担行為残高が多額となっていました。年次進行により償還が完了しつつあります。市債と立替施行の双方合わせた将来債務残高は、平成27年度末で約284億円でしたが、市債発行の抑制等により令和元年度末では約269億円となっています。

### (4) 基金<sup>(注)</sup>残高

現在、財政調整基金、減債基金、その他の特定目的基金を合わせて12の基金があります。

基金残高の合計額は、平成27年度末で約129億円(うち財政調整基金は約84億円)でしたが、令和元年度末では、約164億円(うち財政調整基金は約105億円)となっています。

これは、平成22年度から合併に伴う普通交付税の特例措置が講じられたことや、千葉ニュータウン事業の進展に伴う市税収入の増により、一般財源が増加したことが主な要因です。



将来債務残高

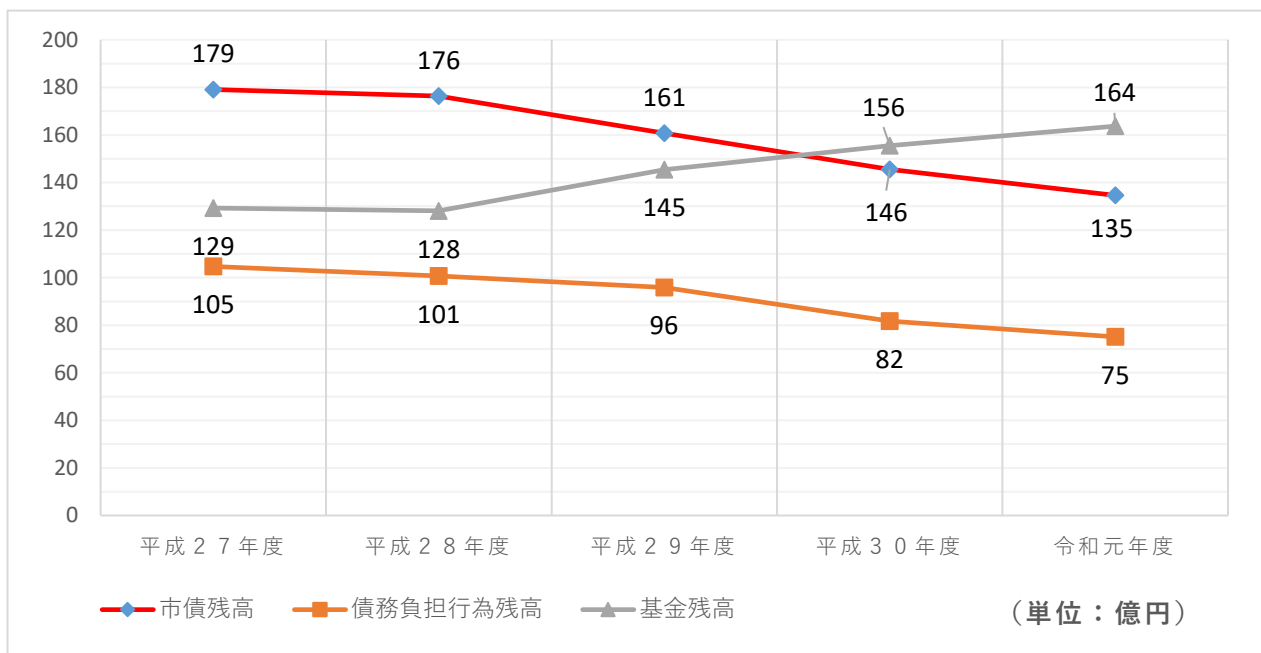
(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市債残高	17,906,076	17,629,316	16,075,759	14,547,393	13,462,059
債務負担行為残高	10,467,248	10,073,527	9,587,542	8,177,865	7,506,384
合計	28,373,324	27,702,843	25,663,301	22,725,258	20,968,443

基金残高の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
基金残高	12,928,437	12,813,197	14,536,989	15,547,577	16,373,096
うち財政調整基金	8,395,904	8,926,580	9,839,229	9,388,488	10,512,178



## (5) 財政指標の現状

### ① 財政力指数<sup>(注)</sup>

財政力指数は、地方交付税法の規定に基づいて算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値で、この指標が「1」を超える場合は、その分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことができるかとされています。

平成27年度の算定では「0.97」で、その後ほぼ横ばいで推移していましたが、令和元年度算定では、市税収入の増等により「1.04」となっています。

### ② 経常収支比率<sup>(注)</sup>

経常収支比率は、団体の財政構造の弾力性を示す指標で、経常的経費に充当された一般財源の額が、地方税や普通交付税などに臨時財政対策債発行可能額を加えた経常一般財源の総額に占める割合です。

この比率が高いほど財政の弾力性が失われていることとなります。

### ③ 実質公債費比率<sup>(注)</sup>

実質公債費比率は、財政健全化法<sup>(注)</sup>に位置づけられた指標の1つで、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金<sup>(注)</sup>の標準財政規模<sup>(注)</sup>に対する比率です。

この比率が18%以上になると起債（市債の発行）に当たって県の許可が必要になり、25%（早期健全化基準）以上になると、一般単独事業の起債に制限がかかり、35%（財政再生基準）以上になると一部の一般公共事業の起債も制限されます。

印西市においては、平成27年度決算では6.5%で、その後も徐々に減少し令和元年度決算では、0.7%（県内市町村平均は5.7%）と早期健全化基準を大きく下回っています。

これは市債や債務負担行為に基づく償還が順調に進んでいることと、市税収入の増加等により標準財政規模が大きくなったことが主な要因です。

### ④ 将来負担比率<sup>(注)</sup>

将来負担比率も、財政健全化法に位置づけられた指標の1つで、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

この比率が350%以上になると早期健全化団体となります。

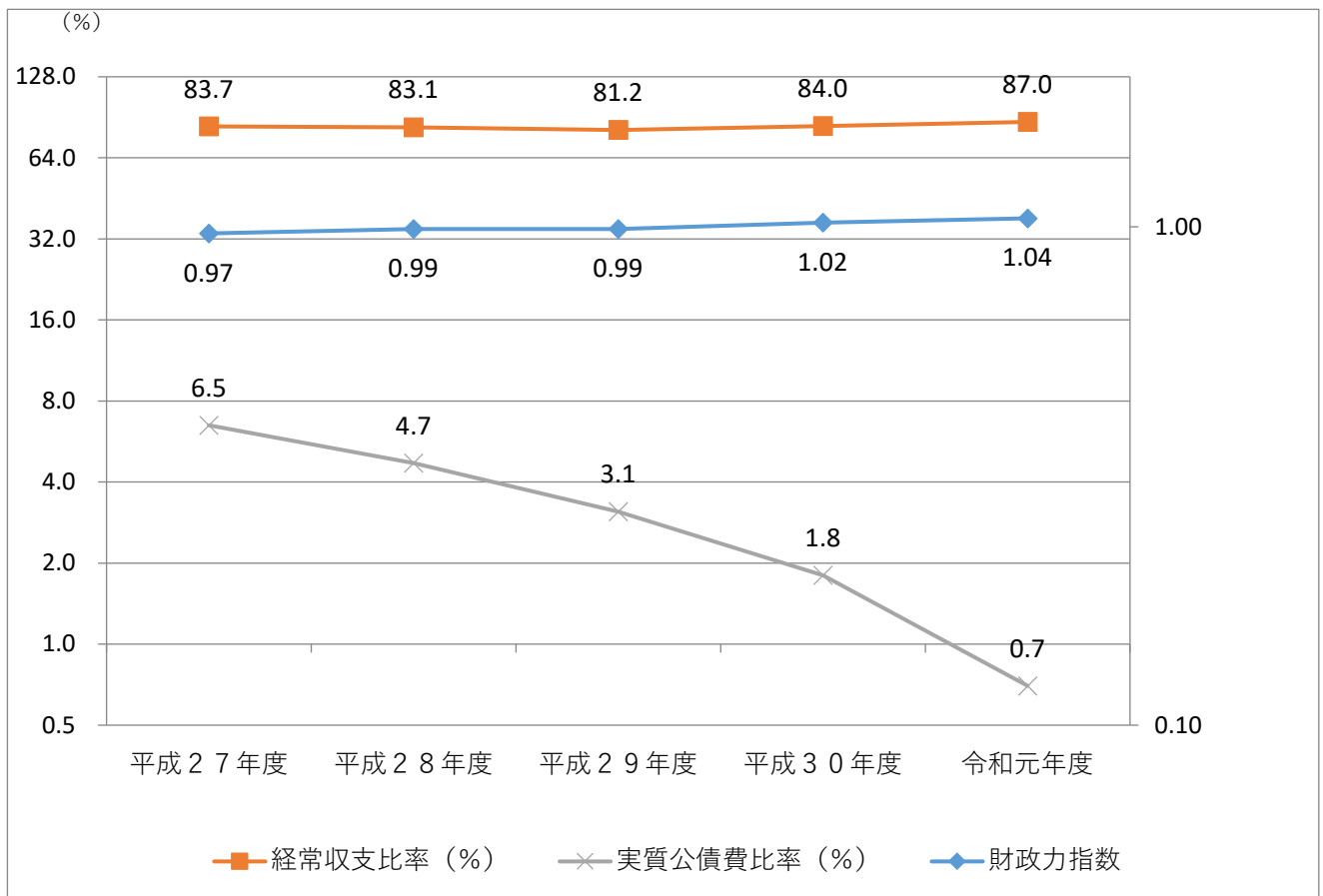
印西市においては、平成27年度から算出されておられません（県内市町村平均は32.3%）。

これは、実質公債費比率と同様に、市債や債務負担行為に基づく償還が順調に進んでいることや、市税収入の増加等により標準財政規模が大きくなったことに加え、基金残高が増えたことが主な要因です。

## 主な財政指標の推移

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
財政力指数*	0.97	0.99	0.99	1.02	1.04
経常収支比率(%)	83.7	83.1	81.2	84.0	87.0
実質公債費比率*(%)	6.5	4.7	3.1	1.8	0.7
将来負担比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※財政力指数、実質公債費比率は3カ年平均



## 6 今後の財政運営について

今後の財政運営における、基本方針と中期的な視点から財政指標の目標を設定し、健全な財政運営を図ります。

### I 今後の財政運営の基本方針

印西市の財政状況は、歳入面では、現行の制度下において課税客体の増加による一定の税収は期待できるものの、引き続き普通交付税が不交付となることが見込まれるため、一般財源総額の確保が難しい状況です。

一方歳出面では、超高齢社会下における福祉ニーズの多様化に伴う社会保障関連経費や、公共施設等の維持管理経費や修繕経費の増加に的確に対応することが求められています。

このような状況の中、第1次基本計画期間中の財政収支や経常収支比率を試算した結果は厳しい数値となっていますが、財政指標等の目標値を設定し、引き続き財政構造の弾力性の確保や将来の財政負担水準を厳格に管理していくとともに、「持続可能な財政基盤の確立」を目指します。

### II 財政指標の目標値の設定

#### (1) 財政構造の弾力性の向上

##### ① 経常収支比率90%以下を目標とする。

経常収支比率は、令和元年度決算では87.0%と、県内市町村平均の93.1%を下回っていますが、今後は、普通交付税が引き続き不交付と見込まれる中で、経常一般財源の減少により、比率は増加することが見込まれます。

さらには、前述の超高齢社会下における社会保障関連経費の増加により、一層厳しい状況になると予測していますが、物件費や公債費などの経常経費の抑制や財源の確保に努めることで90%以下を目標とします。

##### ② 実質公債費比率10%以下を維持する。

実質公債費比率は、令和元年度決算では0.7%となっており、今後は千葉ニュータウン事業に関連した市債等の償還も順次終了していく予定ですが、一方では文化ホールや小中学校施設の増築・改修に係る市債の償還が始まるとともに、普通交付税が不交付となることによる財源を補うためには市債を発行せざるを得ない状況にあることから、財政規律を確保するために10%以下を維持します。

##### ③ 将来負担比率10%以下を維持する。

将来負担比率は、令和元年度決算では算出されておりませんが、市債だけでなく、一部事務組合の地方債の増大や、基金の減少によっては、数値が増大する可能性があることから、財政規律を確保するために、10%以下を維持します。

## (2) 財政運営の安定性の確保

### ① 地方債残高の抑制

第1次基本計画期間中の令和3年度から令和7年度までに予定されている小・中学校や公民館等の改修、市道整備などの財源として、市債の発行を予定していますが、補助金や基金の活用を図りながら、令和7年度末には残高を130億円程度に減少させることとします。

### ② 基金の適正管理

年度間の財源の不均衡を調整し、健全な財政運営を行うために財政調整基金及び減債基金を設置しています。

第1次基本計画中に小・中学校や公民館等の改修、市道整備などの普通建設事業が見込まれており、普通交付税が不交付の中では、ある程度の基金からの繰り入れは見込まなければなりません。更に将来に向けた補完財源として、財政調整基金を標準財政規模（令和元年度：約212億円）の20%程度を確保することとし、40億円以上を維持します。

特定目的基金については、公共施設の建築・修繕等の財源として令和2年度に設置した公共施設整備基金を計画的に運用します。

### ③ 職員数の適正管理

定員管理計画（令和2年4月策定）では、今後の人口増加や様々な行政需要に対応するため、職員数を令和2年度当初の674人から、令和7年度当初で702人まで増やすとしています。

しかしながら、市の財政は引き続き厳しい状況が続くことが見込まれていることから、事務事業の見直し、民間活力の導入・活用、職員の資質の向上に取り組むことにより、総人件費の抑制に努めます。

### Ⅲ 今後の財政見通し

令和7年度までの収支均衡を図った財政収支の見通しを次のとおり試算しました。

#### (1) 試算にあたっての前提条件

- ア 令和7年度までの財政収支の見通しを立てるにあたって、先行き不透明な経済情勢の中で安易な伸びは見込まないこととしました。
- イ 推計にあたってのベースは令和3年度当初予算額とし、令和元年度決算額及び令和2年度当初予算額を参考としました。
- ウ 人口推計については、総合計画における「将来人口見通し」を採用しました。

#### (2) 歳入・歳出の試算結果について

##### ① 歳入

###### ア 市税

- ・税目ごとの積上げにより試算しました。
- ・個人市民税については、税制改正（給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除、所得金額調整控除）による影響額分を見込みました。

###### イ 税交付金等

交付金については令和元年度決算見込等を基に試算しました。

###### ウ 地方交付税

普通交付税については不交付とし、特別交付税については、令和3年度予算額をベースに試算しました。

###### エ 国・県支出金

- ・扶助費に係るものについては、現行制度で今後も継続することを前提に試算しました。
- ・投資的経費についても現行制度で対象となる補助事業を優先して活用することを前提に試算しました。

###### オ 使用料及び手数料

受益者負担の適正化を図るため、算定根拠の精査及び検証並びに減免制度の見直しを行っていくこととしますが、今後の経済動向等を踏まえると大幅な収入増は見込めないため、令和3年度当初予算額をベースに試算しました。

###### カ 繰入金

減債基金、教育振興基金及び公共施設整備基金について、繰り入れを試算しました。

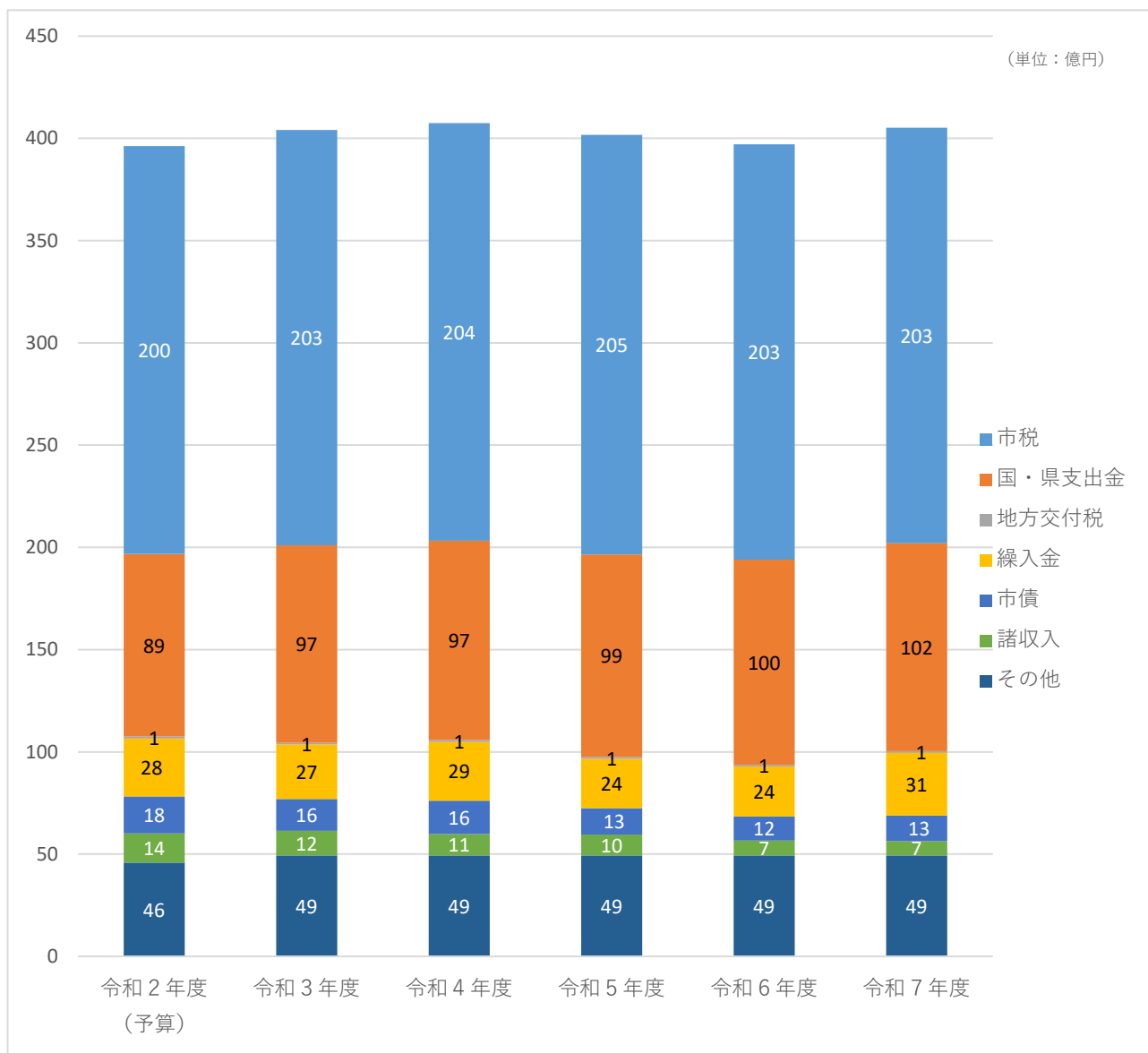
###### キ 市債

本計画期間中の最終年度である令和7年度末には、実質公債費比率10%以下の維持を目指しつつも、投資的経費に係る財源として充当しなければならない事業にあっては発行を試算しました。

主な歳入の試算

(単位：千円)

	令和2年度 (予算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市 税	19,953,660	20,308,282	20,430,383	20,521,708	20,314,294	20,320,351
国・県支出金	8,929,134	9,651,000	9,741,235	9,897,930	10,028,216	10,160,361
地方交付税	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
繰入金	2,841,211	2,659,541	2,877,784	2,410,228	2,439,665	3,074,780
市 債	1,807,500	1,559,200	1,619,400	1,286,400	1,173,000	1,252,300
諸 収 入	1,427,325	1,200,359	1,054,384	1,024,846	729,134	685,575
そ の 他	4,581,170	4,941,618	4,941,618	4,941,618	4,941,618	4,941,618
合 計	39,630,000	40,410,000	40,754,804	40,172,730	39,715,927	40,524,985



## ② 歳出

### ア 人件費

定員管理計画に基づいて試算しました。

### イ 扶助費

民生費、衛生費及び教育費における扶助費の実績を基に、人口推計を考慮して試算しました。

### ウ 公債費

新規発行分の償還期間及び利子については対象見込みとなる事業に応じた期間・率で試算しました。

### エ 物件費

物件費は抑制を基本としつつ施設の維持管理費についても、伸びを見込まないこととし、試算しました。

### オ 補助費等

一部事務組合、水道及び下水道事業については、個別計画を反映し、試算しました。

### カ 投資的経費

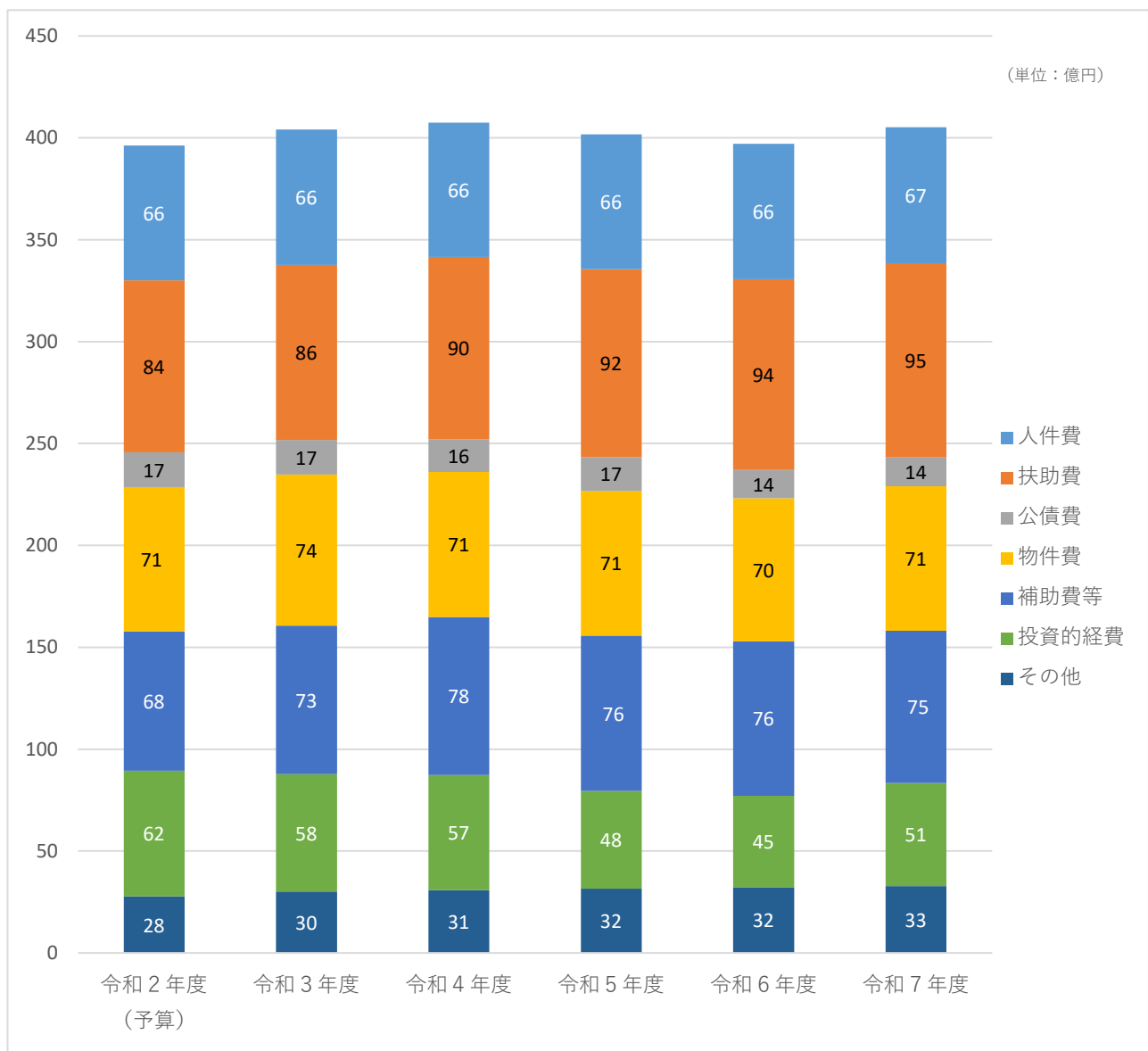
本計画期間中における実施計画等を基に試算しました。なお、千葉ニュータウン事業に係る立替償還金もこれに含まれています。



主な歳出の試算

(単位：千円)

	令和2年度 (予算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費	6,613,400	6,635,026	6,591,813	6,616,032	6,640,353	6,669,408
扶助費	8,440,118	8,598,582	8,964,109	9,217,868	9,369,148	9,527,661
公債費	1,707,688	1,691,969	1,603,262	1,663,454	1,386,783	1,408,000
物件費	7,074,709	7,418,402	7,105,555	7,089,583	7,013,443	7,104,443
補助費等	6,842,839	7,294,851	7,751,735	7,634,322	7,594,353	7,473,205
投資的経費	6,179,628	5,763,179	5,647,015	4,798,770	4,494,651	5,061,692
その他	2,771,618	3,007,991	3,091,315	3,152,701	3,217,196	3,280,576
合計	39,630,000	40,410,000	40,754,804	40,172,730	39,715,927	40,524,985



### ③ 決算剰余金の活用

決算剰余金については、合併後20億円程度で推移してきましたが、今後の推計としては、18億円を見込み、そのうち10億円を財政調整基金に積むこととし、算出しました。また残りの剰余金（前年度繰越金）のうち7億円については特定目的基金（公共施設整備基金）に積むこととしました。

### ④ 財政構造の見通し

#### ア 経常収支比率

現行制度下において、市税は横ばいで推移すると見込めるものの、普通交付税が不交付となることにより歳入全体の増加は期待できない中、職員の増加により人件費が増加し、扶助費等の増加も見込まれることから、試算の結果は厳しいものとなりました。

しかしながら、公債費や物件費などの経常経費の縮減に努め、今後も引き続き計画の目標である経常収支比率「90%以下」を目指します。

#### イ 実質公債費比率

計画期間中の借入額について元金償還額以内を基本としますが、老朽化に伴う公共施設の大規模な修繕等が予定されており、元金償還額を超える借り入れを行うことも見込まれます。その場合においても、実質公債費比率「10%以下」を維持します。

将来債務残高の試算

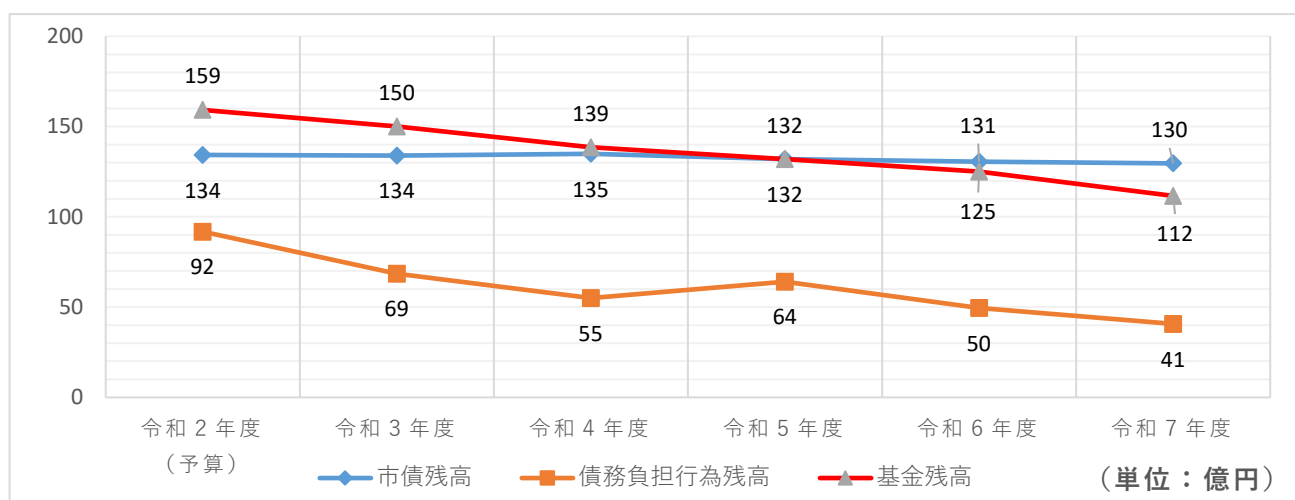
(単位：千円)

	令和2年度 (予算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市債残高	13,429,132	13,387,291	13,491,307	13,194,556	13,053,235	12,962,905
債務負担行為残高	9,182,105	6,845,737	5,513,263	6,405,379	4,945,457	4,066,050
合計	22,611,237	20,233,028	19,004,570	19,599,935	17,998,692	17,028,955

基金残高の試算

(単位：千円)

	令和2年度 (予算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基金残高	15,917,224	15,001,896	13,864,502	13,194,663	12,495,387	11,160,996
うち財政調整基金	9,277,603	8,448,149	7,923,854	7,271,284	6,563,927	5,935,890

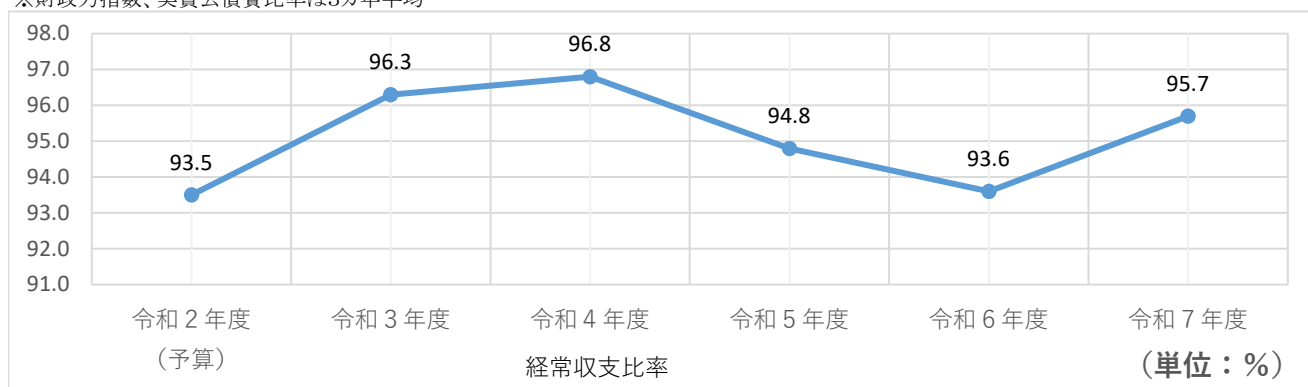


主な財政指標の試算

(単位：%)

区分	令和2年度 (予算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収支比率	93.5	96.3	96.8	94.8	93.6	95.7
実質公債費比率※	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
将来負担比率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※財政力指数、実質公債費比率は3カ年平均



## IV 収支試算における今後の課題と取り組み

### (1) 市税等の一般財源の確保

自主財源の根幹をなす市税収入の推計は、課税客体の増加により、現状の税制下において一定の税収が見込めるものの、普通交付税は不交付となり、実質的な一般財源の増加は見込めない状況です。

このような状況の中で、新たな行財政需要に対応していくためには、市税等の収納率の向上を図る必要があることから、課税客体のより一層の適正な把握に努めるとともに、口座振替の推進や電子マネー等による納税の導入など、引き続き収納の効率化に努めます。

また、市民負担の公平性の観点から、受益者負担の原則に則り、使用料・手数料等については算定根拠の精査及び検証並びに減免制度の見直しを行っていきます。

### (2) 経常的経費の抑制

普通交付税が不交付となり、市税収入の増加が見込めない中で、高齢化の進行に伴う扶助費等の社会保障関連経費の増加や定員管理計画による職員数の増に伴う人件費の増加など、経常的経費は今後も増加傾向が予測されるので、市債発行の厳格な管理による公債費の一層の抑制に努めなければなりません。

また、新規施設の増加に伴い施設の維持管理費の増加も予想されますが、指定管理制度の導入を積極的に図るとともに、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の適正配置や整理統合を行います。

補助金については、費用対効果のみならず、補助金支出の目的と趣旨を十分踏まえるとともに、終期の設定を含めた見直しをするなどして整理統合を図ります。

### (3) 投資的経費の取捨選択と充当財源の確保

本計画期間中に、公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化した施設の修繕等が予定されています。これらの事業は国庫補助や市債、公共施設整備基金を活用します。

一般財源総額の増加が見込めない中で、今後、計画外の普通建設事業を実施していくためには、国・県の補助金（交付金）などの財源のあるものを優先させ、一般財源の充当を最小限に抑えるとともに、事業内容の見直しや事業期間の延長、場合によっては先送りするなど事業費の平準化を図る必要があります。

### (4) 基金の適正管理

財政調整基金については、今後の経済（景気）変動や緊急課題等に対応するための財源として充実を図り、40億円以上を維持することとしていることから、剰余金処分等の調整を図り、その適正な管理に努めなければなり

ません。

特定目的基金については、本計画期間中の大規模な修繕等の財源として、公共施設整備基金を充当していますが、公共施設の修繕はその後も引き続き実施しなければならないので、財政調整基金同様その充実（計画的な積立）に努めることとします。

## 7 財政計画の推進体制

財政計画の実効性ある推進を図るため、計画の進行管理を毎年度行うこととします。

また、市の財政運営の健全化を図るため、本計画は固定とするものの、行政改革の推進や実施計画及び予算編成において適宜見直しを図り、職員一丸となって計画推進に取り組みます。



### 用語解説

用語	解説
基金	地方公共団体が年度間の財源の不均衡の調整や特定の目的のために積み立てる資金、財産のこと。年度間の財源の不均衡の調整のために積み立てて幅広く使用できる財政調整基金、市債（地方債）の償還のために積み立てられる減債基金、特定の用途のために積み立てられる特定目的基金などがある。
決算剰余金	決算時において支出を上回る収入のうち、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたもの。健全な財政運営を確保する見地から、地方財政法では、剰余金のうち2分の1以上の額は、積立てまたは繰上償還の財源に充てなければならないとされ、残りの額については、翌年度に繰り越して使用することが認められている。
経常収支比率	税などの一般財源を経常的経費にどれくらい充当しているかをみるもので、この比率が高いほど財政構造が弾力性を失っていることを示す。
経常的経費 （経常経費）	人件費や扶助費、公債費など毎年度固定的にかかる経費
財政健全化法	地方公共団体の財政の健全化に関する法律の略称。地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、その比率に応じて、財政の早期健全化、財政の再生、公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、計画を実施することにより地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする。
財政力指数	普通交付税額算定の際に算出する指標で、基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合。1を超えれば普通交付税の不交付団体となる。

債務負担行為	契約等に基づき将来にわたり債務を負担すること。指定管理者制度による施設等の管理委託料や、計画策定などが複数年にわたる場合の委託料などが該当する。印西市では千葉ニュータウン区域内の学校などは、事業者(都市再生機構、千葉県企業庁)が一旦費用を立て替えて整備(立替施行)しており、市は後年度の複数年にわたりその費用を事業者に償還払いしているが、これも債務負担行為に基づく支出に当たる。
市債	市が資金調達のために1会計年度を越えて返済する債務のこと。地方債も同意。また地方債を起こすことを起債という。
実質公債費比率	普通会計(一般会計)等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模(各自治体の標準的な一般財源規模)に対する比率で、35%以上が財政再生基準、25%以上が早期健全化基準とされる。
準元利償還金	特別会計に対する繰出金や一部事務組合への負担金・補助金の地方債償還財源や公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出
将来負担比率	普通会計(一般会計)等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模(各自治体の標準的な一般財源規模)に対する比率。350%以上が早期健全化基準とされる。
地方交付税	国税のうち所得税、法人税、酒税及び消費税の一定割合を、地方公共団体が等しく事務を遂行できるよう一定の基準で国が交付する税のこと。地方交付税には、合理的かつ妥当な水準で行政を運営した場合に係る経費(基準財政需要額)が、標準的な状態で見込まれる税収入など(基準財政収入額)を超える額を基に交付される普通交付税と、普通交付税では算定しがたい特別な理由により交付される特別交付税がある。
投資的経費	公共施設の建設など、将来の投資として行われる支出(費用)。降雨、暴風、洪水や地震などの災害により被害等をうけた施設などを原形復旧させるための費用(災害復旧事業費)も含まれる。
標準財政規模	地方公共団体の標準的な一般財源の規模を示すもので、地方交付税算定上の一般財源額(標準税収入額)と普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の合計額
扶助費	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づき、支給される費用や各種サービスのこと。